

世田谷区

通学路交通安全プログラム

～ 通学路の安全確保に関する取組みの方針～

平成29年2月

世田谷区教育委員会
世田谷区通学路安全対策連絡会

目 次

1．プログラム策定の経緯・目的	1
2．世田谷区通学路安全対策連絡会について	1
3．通学路の安全確保に関する取組みの方針	2
別表1	5
別表2	6

1 プログラム策定の経緯・目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省・国土交通省・警察庁の3省庁が連携し、通学路における交通安全の一層の確保を目的とした、関係機関による緊急合同点検を実施するよう、全国自治体に要請がありました。これを受け、世田谷区では、各小学校の通学路において学校、PTA、道路管理者、警察、区教育委員会が連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議、実施してきました。

しかしながら、平成26年9月には世田谷区立小学校の通学路において、下校中の児童が死傷する交通事故が発生しました。世田谷区はこれを重く受け止め、また、東京都教育委員会からの通知も踏まえ、再度各小学校の通学路において学校、PTA、道路管理者、警察、区教育委員会の連携による緊急合同点検を行うとともに、区教育委員会に「世田谷区通学路安全対策連絡会」(以下「連絡会」)を設置し、さらなる安全対策を検討してきたところです。

引き続き、通学路の交通安全確保に向けた取り組みを継続的に行うため、区教育委員会と連絡会は、このたび「世田谷区通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムの取り組み方針に基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の交通安全確保を図っていきます。

2 世田谷区通学路安全対策連絡会について

通学路安全対策連絡会の関係機関は、以下の通りです。

- ・警視庁世田谷警察署交通課
- ・警視庁玉川警察署交通課
- ・東京国道事務所交通対策課
- ・世田谷区立小学校長代表
- ・危機管理室危機管理担当課
- ・土木部交通安全自転車課
- ・土木部工事第二課
- ・教育政策部生涯学習・地域・学校連携課
- ・教育委員会事務局学校健康推進課
- ・警視庁北沢警察署交通課
- ・警視庁成城警察署交通課
- ・東京都第二建設事務所管理課
- ・世田谷区立小学校PTA代表
- ・土木部土木計画課
- ・土木部工事第一課
- ・教育政策部教育指導課

3 通学路の安全確保に関する取組みの方針

(1) 定義

本プログラムでは、以下の用語について次のように定義します。

通学路：

通学、通園等の用に供される道路等であって、学校等の管理者が指定するものをいいます。（平成27年9月1日東京都教育庁通知 27教地義第858号「通学路等における児童等の安全確保に関する指針」より）

通学路安全点検：

学校・PTAが主体となり原則として年1回行う通学路点検のことをいいます。

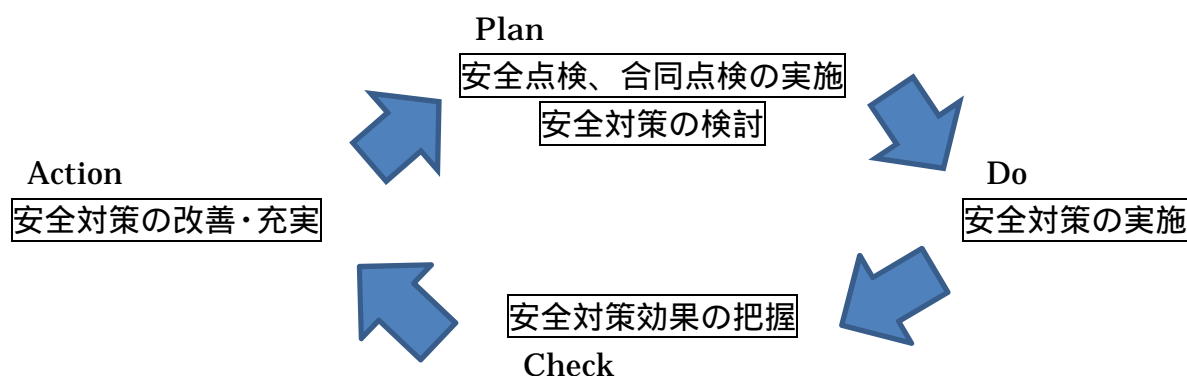
通学路合同点検：

学校・PTA、道路管理者、警察、区教育委員会等の参加のもと、定期的に通学路の安全対策必要箇所を確認し、適切な安全対策について関係所管が相互に検討し合う通学路点検のことをいいます。

(2) 基本の取組み

平成25年12月6日文部科学省・国土交通省・警察庁「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」通知に基づき、継続的な通学路の交通安全を確保するため、まず学校・PTAによる通学路安全点検を原則として年1回は行うことを基本とします。あわせて、定期的に関係機関が参加する通学路合同点検を実施するとともに、いずれも安全対策を実施した場合はその後の効果把握を行い、安全対策の改善・充実に取り組みます。

これらの取組みをPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(3) 通学路点検の手順

各小学校及び地域の特性を考慮しつつ、次の手順により通学路点検を実施します。

通学路安全点検の実施

学校事情等を考慮の上、各校にて年1回通学路点検を実施するものとします。安全対策の実施に関し必要な場合は、教育委員会と連携し関係機関と調整を行います。

通学路合同点検の実施

- ・区内小学校を4つのグループに分け、それぞれ4年に1回は、通学路合同点検を実施するものとします。(別表1「警察署別 点検実施校一覧」)
- ・通学路合同点検にあたっては、各学校が安全対策希望箇所を抽出するとともに、区教育委員会で関係機関の日程調整を図ったうえで点検を7月末までに実施するものとします。その後、関係機関で安全対策の検討を行い、可能なものから対策を実施していくこととします。新たに予算が必要な安全対策は、関係機関で次年度の予算要求に反映させ、点検翌年度の実施を目指していきます。(別表2「通学路合同点検 年間スケジュール」)
- ・効率的、効果的に通学路合同点検を行うため、連絡会において必要に応じ重点課題を設定するものとします。

臨時的な通学路合同点検の実施

上記の外、緊急を要する場合等については、学校要望等に応じ、臨時的な通学路合同点検を実施することができます。

(4) 安全対策の実施内容

通学路点検の結果から明らかになった安全対策必要箇所について、箇所ごとに、カラー舗装や注意喚起標示板設置のようなハード対策や、交通規制その他のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な内容を検討し、実施していきます。

< 具体例 >

公道の管理に関するもの	交通規制に関するもの	その他に関するもの
<ul style="list-style-type: none">・ 注意喚起標示板の設置・ 外側線の塗り直し・ 交差点のカラー舗装・ 自発光鋏の設置・ 路側帯のカラー舗装	<ul style="list-style-type: none">・ 取り締まり強化・ 横断歩道の新設・ 速度制限標識の設置	<ul style="list-style-type: none">・ 通学路の設定変更・ 児童への注意喚起・ 安全マップの作成・ 安全指導の実施・ 人的見守りの実施

(5) 関係機関相互の連携

安全対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係機関相互で連携を図ります。

(6) 安全対策効果の把握、対策実施後の改善・充実

安全対策実施後、各学校にアンケートを行い、その効果を把握します。その後も、点検結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

(7) 対策箇所図、対策箇所一覧表の公表

小学校ごとの通学路合同点検結果や安全対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

別表1 警察署別 点検実施校基本順(付 区土木管理事務所所管の略表示)

		A	B	C	D
学校番号・学校名		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
世田谷警察					
1	1 若林				○(世)
2	2 三宿				○(世)
3	4 太子堂				○(世)
4	5 桜				○(世)
5	6 桜丘	○(世)			
6	9 多聞	○(世)			
7	12 駒沢	○(世・玉)			
8	13 旭	○(世)			
9	14 中里		○(世)		
10	18 駒繫		○(世)		
11	21 弦巻		○(世)		
12	23 中丸		○(世)		
13	25 三軒茶屋			○(世)	
14	27 松丘			○(世・玉)	
15	28 池尻			○(世)	
16	29 笹原			○(世・砧)	
北沢警察					
17	7 代沢				○(北)
18	10 世田谷				○(世)
19	11 松沢	○(北)			
20	15 松原	○(北)			
21	16 北沢				
22	19 池之上	○(北)			
23	22 山崎		○(北・世)		
24	24 代田		○(北)		
25	26 赤堤			○(北・世)	
26	31 城山			○(北)	
27	65 下北沢				○(北)
玉川警察					
28	32 深沢				○(玉・世)
29	33 玉川				○(玉)
30	34 京西				○(玉)
31	35 二子玉川				○(玉)
32	36 八幡	○(玉)			
33	37 奥沢	○(玉)			
34	38 尾山台	○(玉)			
35	39 東深沢	○(玉)			
36	40 東玉川		○(玉)		
37	41 桜町		○(玉)		
38	42 九品仏		○(玉)		
39	43 瀬田		○(玉)		
40	44 等々力			○(玉)	
41	45 用賀			○(玉・砧)	
42	46 中町			○(玉)	
43	47 玉堤			○(玉)	
成城警察					
44	17 上北沢				○(烏・北)
45	20 経堂				○(北・世・砧)
46	48 烏山				○(烏)
47	49 塚戸				○(砧・烏)
48	50 祖師谷	○(砧)			
49	51 砧	○(砧)			
50	52 明正	○(砧)			
51	53 烏山北	○(烏)			
52	54 八幡山	○(烏・北)			
53	55 芦花		○(烏)		
54	56 船橋		○(砧)		
55	57 砧南		○(砧)		
56	58 給田		○(烏)		
57	59 山野		○(砧)		
58	60 千歳			○(砧・烏)	
59	61 喜多見			○(砧)	
60	62 武蔵丘			○(烏)	
61	63 希望丘			○(砧)	
62	64 千歳台			○(砧)	

16

15

15

15

点検順はこの表を基本とするが、状況に応じて変更することがある。また、臨時の点検を妨げない。

別表2 通学路合同点検 基本的な流れ

実施時期	内容	実施主体
前年 1月 ～ 3月	・通学路合同点検予告及び点検希望箇所抽出の依頼	区教育委員会 学校
	・点検希望箇所の抽出	学校・PTA
	・合同点検箇所の決定	学校 区教育委員会
4月 ～ 7月	・実施日程調整	区教育委員会
	通学路安全対策連絡会の開催	
	通学路合同点検の実施	道路管理者（国・都・区） 警察 区教育委員会 学校 PTA 外
	・合同点検後の安全対策内容の検討	
・安全対策内容・実施時期の決定	区教育委員会 学校	
9月 ～ 3月	・安全対策の実施（可能なものから随時）	PTA 外
	・対策効果の把握、対策の改善・充実	
	通学路安全対策連絡会の開催	
	・対策箇所図、対策箇所一覧表の公表	区教育委員会

<安全対策実施までの主なスケジュール>

平成○ - 1年度	平成○年度	平成○ + 1年度
合同点検予告 点検希望箇所の抽出	合同点検実施 安全対策内容・時期の決定 安全対策実施（可能分） 次年度の予算要求	安全対策実施 対策効果の把握、対策の改善・充実 対策箇所図、対策箇所一覧表の公表